

白山国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関する パブリック・コメントの実施結果について

1. 概要

平成24年1月5日(木)から2月3日(金)までの間、今回の変更に対する国民の皆様からのご意見を募集した結果について公表します。

また、中央環境審議会自然環境部会においても、これらの結果を報告します。

2. 変更に対する国民からの意見募集の結果

【意見提出数】

・電子メールによるもの 1通

【整理した意見総数】

・今回の変更案に係るもの 3件

【ご意見と対応方針】

資料1のとおり

3. 今後の予定

平成24年3月 中央環境審議会に変更案を諮問

平成24年3月 中央環境審議会より答申

平成24年5月 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

白山国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
1	編入される区域内には、水力発電所の取水施設、管理用道路(車道、歩道)、電柱等の既存工作物が多数存在する。変更計画の施行に際しては、これら、既存工作物に対して、色彩や形態等の現状を変更させる等の新たな規制が生じないよう要望する。	1	編入される区域内にある既存の工作物については、その色彩や形態等を変更する必要はありません。 なお、国立公園編入後に、これらの既存の工作物を改築又は増築等する場合には、自然公園法第20条第3項の規定に基づく許可を受けて行っていただく必要があります。
2	編入される区域内(現在：奥越高原県立自然公園)において、福井県の自然公園条例に基づく許可を得て水力発電設備の改築工事を実施中である。変更計画の施行に際しては、工事中の工作物に対して、許可内容及び工事内容の変更が生じないよう要望する。	1	水力発電設備の改築工事が国立公園編入後まで継続する場合は、国立公園編入後3ヶ月以内に、自然公園法第20条第6項に基づく既着手行為の届出をしていただければ、福井県立自然公園条例に基づき許可を得た内容により、水力発電設備の改築工事を行うことができます。
3	白山国立公園管理計画書(平成23年10月)のP10許可・届出等取扱方針の行為の種類に、水力発電設備が規定されていないことにより、変更計画の施行後に実施する発電設備の改築工事等の協議において、過剰な規制を指導されることのないよう要望する。	1	国立公園編入後において、自然公園法第20条第3項各号に該当する行為を行う場合は、あらかじめ許可を受ける必要があります。当該許可の基準は、「自然公園法施行規則第11条各号」及び「白山国立公園管理計画書」(平成23年10月、中部地方環境事務所)の「許可・届出等取扱方針」により明確にされており、これらの基準が適用されることとなります。